

しゃかいふくし ほうじん してんのう じふくし じぎょうだん
社会福祉法人四天王寺福祉事業団

してんのう じ えん そうだん し えん じぎょうしよ
四天王寺さんめい苑 相談支援事業所

していかく そう そうだん し えん じぎょう じゅうよう じこうせつめいしよ
指定計画相談支援事業 重要事項説明書

おおさかし してい じぎょうしよ
(大阪市指定事業所 2732300062)

じゅうよう じこうせつめいしよ しゃかいふくし ほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうおよ しょうがいしゃ にち
この重要事項説明書は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第76条及び「障害者の日

じょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき し えん ほうりつ もと していけいかく そうだん し えん じぎょう
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の

じんいんおよ うんえい かん きじゆん へいせい ねん がつ にちこうせいろうどうしょうれいだい ごう だい じょう きてい もと
人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基

ぶんしょう どう じぎょうしよ がいよう ていきょう していけいかく そうだん し えん ないよう けいやく ていけつ まえ
づき、文章により当事業所の概要や提供する指定計画相談支援の内容、契約を締結する前

し ないようせつめい おこな
に知っておいていただきたいことの内容説明を行うものです。

しゃかいふくし ほうじん してんのう じふくし じぎょうだん してんのう じ えん そうだん し えん じぎょうしよ りようしゃ たい
社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺さんめい苑 相談支援事業所は、利用者に対

していけいかく そうだん し えん ていきょう しせつ せつび がいよう ていきょう さーびす ないよう けい
して指定計画相談支援を提供します。施設・設備の概要や提供されるサービスの内容、契

やくじょう ちゅうい つぎ せつめい
約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 指定計画相談支援を提供する事業者について

けいえいじぎょうしゃめいしやう 経営事業者の名称	しゃかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎょうだん 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
ほうじんしよざいち 法人所在地	おおさかふおおさかしてんのうじくしてんのうじちようめばんごう 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号
だいはうしやしめい 代表者氏名	りじちやうみなみにえけい 理事長 南谷 恵敬
でんわばんごう 電話番号	06-6771-7961
ふあつくすばんごう FAX番号	06-6771-8961
にんかねんがつび 認可年月日/ にんかばんごう 認可番号	しょうわねんがつにち 昭和27年5月20日/2722300080
ほーむぺーじ ホームページ	http://www.shitennoji-fukushi.jp/

2. 利用者への指定計画相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

じぎょうしよめいしやう 事業所名称	してんのうじえんそうだんしえんじぎょうしよ 四天王寺さんめい苑 相談支援事業所
さーびす サービスの しゆたいしやうしや 主たる対象者	1 身体障害者（18歳未満の者を除く） 2 知的障害者（18歳未満の者を除く） 3 精神障害者（18歳未満の者を除く） 4 難病対象者（18歳未満の者を除く）
おおさかししてい 大阪市指定 じぎょうしよばんごう 事業所番号	していけいかくそうだんしえんだいごう 指定計画相談支援 第2732300062号 へいせいねんがつにちしてい (平成27年4月1日指定)
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	おおさかしあべのくさんめいちやうちようめばんごう 大阪市阿倍野区三木町1丁目2番29号
でんわばんごうふあつくすばんごう 電話番号/FAX番号	06-4399-3107 / 06-6625-0481
じぎょうしよかんりしや 事業所管理者	まえだのりこ 前田 範孔

そうだんたんとうしゃめい 相談担当者名	ひらた きょうすけ しゅにんそうだんし えんせんもんいん しおいら じゅんいち 平田 恭涼 (主任相談支援専門員)、塩入 淳一、 おじり ありさ 尾尻 亜梨沙
じぎょうしょ つうじょう 事業所の通常の じぎょうじっし ちいき 事業実施地域	おおさかし あべのく 大阪市阿倍野区
じぎょうしょ おこな た してい 事業所が行う他の指定 しょうがいふくし さーびすとう 障害福祉サービス等	きょたくかい ご じゅうどほうもんかい ご へいせい ねん がつ にちしてい 居宅介護・重度訪問介護 (平成18年10月1日指定) いどうし えん へいせい ねん がつ にちしてい 移動支援 (平成18年10月1日指定) せいかつかい ご へいせい ねん がつ にちしてい 生活介護 (平成22年10月1日指定)
ほーむぺーじ ホームページ	http://www.shitennoji-fukushi.jp/
ていきょうかい し ねんがっぴ 提供開始年月日	へいせい ねん がつ にち 平成27年4月1日

(2) じぎょう もくてきおよ うんえいほうしん
事業の目的及び運営方針

うんえい りねん 運営理念	ほうじん せんげん 法人の宣言 いち わたし してんのうじかいそしょうとくたいし きえ ぶつきょう 一 私たちは四天王寺開祖聖徳太子が帰依された仏教の こころ もと ひと しあわ ぶくししゃかい じつげん め 精神に基づき人の幸せをよろこびとして福祉社会の実現を 指します。 に わたし りょうしつ しんらい さーびす せいじつ ていきょう 二 私たちは良質で信頼されるサービスを誠実に提供し あんしん く まち こうけん 安心して暮らせる地域づくりに貢献します。 さん わたし ひと そんげん しゅたいてき せいかつ まも つね 三 私たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に あんぜん さーびす ていきょう つと 安全なサービス提供に努めます。
じぎょう もくてき 事業の目的	りょうしゃ ほごしゃ いしおよ じんかく そんちょう つね どうがいり 利用者やその保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利

	ようしゃとう たちば た てきせつ していけいかくそうだんしえん ていきょう かくほ 利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保 することを目的とします。
うんえい ほうしん 運営の方針	りようしゃとう じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、適切なサービスが多様な事業者から、総合的か ころりつてき ていきょう はいりよ ちいき つ効率的に提供されるよう配慮します。また地域において ひつよう しゃかいしげん かいぜん かいはつ つと 必要な社会資源の改善、開発に努めます。

(3) 指定計画相談支援事業に係る事業所・設備等の概要

①概要

こうぞう 構造	てっこつてつきんこんくりーとづくり ちじょう かい かいぶぶん 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上13階の1階部分
のべゆかめんせき 延床面積	1098.14 m ²

②主な設備

せつび しゅるい 設備の種類	へやすう 部屋数	めんせき 面積	び こう 備 考
じむしつ 事務室	1	27.97 m ²	つくえ いす しょこ でんわ ばそこん ろっかー 机・椅子・書庫・電話・パソコン・ロッカー
そうだんしつ 相談室	1	17.84 m ²	つくえ いす でんわ 机・椅子・電話
べん じょ 便 所	2	32.80 m ²	だんせい じょせいべんじょ かく しょくるまい すたいおう 男性・女性便所 ※各1か所車椅子対応

※火災通報装置と消火器を設置

とう じぎょうしょ こうせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ いじやう しせつ せつび せつち
 当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置していま
 す。

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	げつようひ とうようひ してい とうようひ およ しゅくさいじつ ねんまつねんし 月曜日から土曜日(指定した土曜日及び祝祭日、年末年始は どういつしきち ない せいかつかい ご じぎょう きゅうぎょうび じゅん 同一敷地内の生活介護事業の休業日に準じます。)
えいぎょうじかん 営業時間	9:00~17:30

(5) 計画相談支援の可能な日と時間帯

けいかくそうだんじっしび 計画相談実施日	げつようひ とうようひ してい とうようひ およ しゅくさいじつ ねんまつねんし 月曜日から土曜日(指定した土曜日及び祝祭日、年末年始は どういつしきち ない せいかつかい ご じぎょう きゅうぎょうび じゅん 同一敷地内の生活介護事業の休業日に準じます。)
じっしじかん 実施時間	9:00~17:30

(6) 事業所の職員体制

しよくしゅ 職 種	しよくむないよう 職 務 内 容	じんいんすう 人員数
かんりしゃ 管理者	<p>じゅうぎょうしゃおよ ぎょうむ かんり りよう もう こ かなか ちょうせい 1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を いちげんてき おこな 一元的に行います。</p> <p>じゅうぎょうしゃ ほうれいどう きてい じゅんしゅ ひつよう しき 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮 めいれい おこな 命令を行います。</p>	<p>じょうきん 常 勤 けんにん (兼任) にん 1 人</p>

<p>そうだん し えん 相談支援</p> <p>せんもんいん 専門員</p>	<p>きほんそうだん し えん 【基本相談支援】</p> <p>しょうがいしゃどう そうだん おう じょうほう ていきょうどう おこな し く ちょう 障害者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市区町</p> <p>そん しょうがいふくし さーび す じぎょうしゃどう れんらくちょうせい おこな 村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> <p>してい さーび す りようし えん 【指定サービス利用支援】</p> <p>しきゅうけっていまた しきゅうけってい へんこうまえ りようしゃどう めんせつ おこな 支給決定又は支給決定の変更前に、利用者等との面接を行</p> <p>りようしゃまた かぞく きぼう じょうきょうどう はあく さーび す とうりよう い、利用者又は家族の希望や状況等を把握し、サービス等利用</p> <p>けいかくあん さくせい しきゅうけっていまた へんこうご さーび す じぎょうしゃ 計画案を作成します。支給決定又は変更後に、サービス事業者</p> <p>とう れんらくちょうせい おこな さーび す とうりようけいかく さくせい 等との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。</p> <p>していけいぞく さーび す りようし えん 【指定継続サービス利用支援】</p> <p>し く ちょうそん しきゅうけっていとう さい つうち も に た り ん ぐ き かん 市区町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ご</p> <p>りようしゃ けいぞく しょうがいふくし さーび す とう てきせつ りよう とに、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用でき</p> <p>りようしゃ かぞく さーび す じぎょうしゃどう れんらく けいぞくてき おこな るよう、利用者、家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行</p> <p>さーび す とう りようじょうきょう けんしょう けいかく みなお おこな い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います</p> <p>みなお けっか もと さーび す じぎょうしゃどう れんらくちょう す。また、見直しの結果に基づき、サービス事業者等との連絡調</p> <p>せい しきゅうけっていとう かか しんせい かんしょう おこな 整や支給決定等に係る申請の勸奨を行います。</p> <p>しよくいんはいち 【職員配置】</p> <p>じょうきん しよくいん い か けんしゅう う はいち 常勤・専任職員については、以下の研修を受けたものを配置し</p> <p>てお り ま ております。</p> <p>① せいしんしょうがいしゃどう しょうがいとくせいおよ おう し えん ぎ ほう とう かん 精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関</p> <p>けんしゅう しゅうりよう もの する研修を修了した者(2名)</p>	<p>じょう きん 常勤</p> <p>せんにん (専任)</p> <p>にん 2人</p> <p>けんにん (兼任)</p> <p>にん 1人</p>
---	---	--

	<p>② 強^{きやうど}行^{こう}動^{どう}障^{しょう}害^{がい}支^し援^{えん}者^ご養^{よう}成^{せい}研^{けん}修^{しゅう} (実^{じつ}践^{けん}研^{けん}修^{しゅう}) 又^{また}は 行^{こう}動^{どう}支^し援^{えん}護^ご従^{じゅう}</p> <p>業^{ぎやう}者^{しゃ}養^{よう}成^{せい}研^{けん}修^{しゅう}を 修^{しゅう}了^{りょう}した者^{もの} (2名)</p> <p>③ 医^い療^{りょう}的^{てき}ケ^けア^あ児^じ等^{とう}の 障^{しょう}害^{がい}特^{とく}性^{せい}及^{およ}びこれに 応^{おう}じた 支^し援^{えん}技^ぎ法^{ぽう}等^{とう}に</p> <p>関^{かん}する 研^{けん}修^{しゅう}を 修^{しゅう}了^{りょう}した者^{もの} (2名)</p> <p>④ 主^{しゅ}任^{にん}相^{そう}談^{だん}支^し援^{えん}専^{せん}門^{もん}員^{いん}養^{よう}成^{せい}研^{けん}修^{しゅう}を 修^{しゅう}了^{りょう}した者^{もの} (1名)</p>	
--	---	--

(7) 職^{しやく}員^{いん}の 勤^{きん}務^{むたい}体^{せい}制

<p>管^{かん}理^り者^{しゃ}</p>	<p>9:00~17:30</p>
<p>相^{そう}談^{だん}支^し援^{えん}専^{せん}門^{もん}員^{いん}</p>	<p>9:00~17:30</p>

3. 提^{てい}供^{きやう}する 指^し定^{てい}計^{けい}画^{かく}相^{そう}談^{だん}支^し援^{えん}の 内^{ない}容^{りやう}

(1) サ^さー^ービ^びス^す利^り用^{りやう}支^し援^{えん}

利^り用^{りやう}者^{しゃ}等^{とう}の 面^{めん}接^{せつ}や サ^さー^ービ^びス^す提^{てい}供^{きやう}事^じ業^{ぎやう}者^{しゃ}等^{とう}の 連^{れん}絡^{らく}調^{てう}整^{せい}を 行^{おこな}い、 サ^さー^ービ^びス^す等^{とう}利^り用^{りやう}

計^{けい}画^{かく}を 作^{さく}成^{せい}し^{ます}。

【サ^さー^ービ^びス^す等^{とう}利^り用^{りやう}計^{けい}画^{かく}作^て成^{せい}の 手^て順^{じゆん}】

1	<p>サ^さー^ービ^びス^す内^{ない}</p> <p>容^{りやう}等^{かん}に 関^{かん}す</p> <p>情^{じやう}報^{ほう}提^{てい}供^{きやう}</p>	<p>サ^さー^ービ^びス^す等^{とう}利^り用^{りやう}計^{けい}画^{かく}の 作^{さく}成^{せい}の 開^{かい}始^しにあ^りた^つては、 利^り用^{りやう}者^{しゃ}等^{とう}に^よる</p> <p>サ^さー^ービ^びス^すの 選^{せん}択^{たく}に 資^しする^{よう}、 地^ち域^{いき}の 指^し定^{てい}障^{しょう}害^{がい}福^{ふく}祉^しサ^さー^ービ^びス^す事^じ業^{ぎやう}者^{しゃ}</p> <p>等^{とう}又^{また}は 指^し定^{てい}一^い般^{ぱん}相^{そう}談^{だん}支^し援^{えん}事^じ業^{ぎやう}者^{しゃ}に 関^{かん}する サ^さー^ービ^びス^す内^{ない}容^{りやう}、 利^り用^{りやう}料^{りやうりやう}等^{とう}の</p> <p>情^{じやう}報^{ほう}を 適^{てき}正^{せい}に 提^{てい}供^{きやう}し^{ます}。</p>
---	---	--

2	<p>あせすめんとアセスメント</p>	<p>利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者 の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況 等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解 決すべき課題等の把握を行います。</p>
3	<p>サービス等 利用計画案 の作成</p>	<p>把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉 サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びそ の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針や生活全般の解決す べき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉 サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案を作成します。</p>
4	<p>サービス等 利用計画案 の説明・交付</p>	<p>サービス等利用計画案の内容について、利用者及び家族に対して説明 し、文書により利用者等の同意を得ます。また、サービス等利用計画案 を利用者等に交付します。</p>
5	<p>サービス担 当者会議の 開催</p>	<p>支給決定等が行われた後に支給決定後を踏まえてサービス等利用 計画案の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行いま す。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容 を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。</p>
6	<p>利用者等へ の説明</p>	<p>サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容につい て、利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。</p>

7	サービス等 利用計画の 交付	完成したサービス等利用計画を利用者又はその家族、福祉サービス 担当者に交付します。
---	----------------------	--

(2) 継続サービス利用支援

モニタリング	<p>利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画の実施状況を把握します。また、市区町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また新たな支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行います。</p>
サービス等利用計画の変更	<p>サービス等利用計画を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1~3及び5~7に規定された業務を行います。</p>
入所施設等への紹介又は地域生活への移行に関する情報提供等の援助	<p>利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また指定障害者支援施設等からの退所や精神科病院から退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、必要な情報提供や助言等の援助を行います。</p>

4. 提供する指定計画相談支援の利用者負担額について

<p>していきかう していきかく そうだん し えん 指定計画相談支援</p>	<p>りようしゃ ふ たんがく ほっせい 利用者負担額は発生しません。※</p>
<p>こう つう ひ 交通費</p>	<p>つうじょう じぎょう じっし ち いきい がい ちいき きょたく ほうちん していきかく そうだん し 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定計画相談支 援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。なお事業所の えん ていきかう ばあい ひつよう こうつう ひ じぎょうしよ 自動車を利用した場合は下記の通りご負担いただきます。 じどうしゃ りよう ばあい か き とお ふたん 事業所から片道2キロメートル未満 200円 じぎょうしよ かたみち 2 きろ め - と みまん えん 事業所から片道2キロメートル以上は1キロメートルごとに 100円 じぎょうしよ かたみち きろ め - と いじょう きろ め - とる えん</p>

※ 計画相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希

望する）場合は、計画相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場

合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市区

町村に計画相談支援給付費の支給を申請してください。

上記の利用料金の支払いは、毎月末で締めて精算の上ご請求させていただきますの

で、下記の方法にてお支払い下さい。但し、土・日・祝日など銀行の休業日に当たる場

合は、翌営業日の請求となります。

【お支払い方法】

下記の2種類のお支払い方法のうち、ご希望の方法をお選び下さい。

なお、当事業所では、確実になおかつご契約者のご負担の少ない方法として、①の口

座振替をおすすめしています。

① SMBCファイナンスサービスによる口座振替

振りかえて すうりょう どう じ ぎょうしょ ふたん
振替手数料は、当事業所が負担させていただきます。

どう じ ぎょうしょ ぎんこうこうざ ふりこ
②当事業所の銀行口座へのお振込み

ぎんこうめい 銀行名	みつびしゆーえふじえいぎんこう 三菱UFJ銀行	てら だちょう してん 寺田町支店
よ きんしゆもく 預金種目	ふ つう よ きん 普通預金	
こう ざ ばんごう 口座番号	3823833	
うけとりん 受取人	しゃかいふくし ほうじん してんのう じ ぶくし じ ぎょうだん 社会福祉法人四天王寺福祉事業団	
	しょうがいしゃかつどう せん た ー してんのう じ えん 障害者活動センター 四天王寺さんめい苑	
	り じ ちよう みなみに えい 理事長 南谷 恵敬	

たんどうしゃ へんこう きぼう ば あい そうだんまどぐち
5. 担当者の変更を希望される場合の相談窓口

<p>り しょうしゃ じ じょう 利用者のご事情によ</p> <p>たんどうしゃ へんこう り、担当者の変更を</p> <p>き ぼう ば あい 希望される場合は、</p> <p>みぎ そうだんたんどうしゃ 右の相談担当者まで</p> <p>そうだん ご相談ください。</p>	<p>あ そうだんたんどうしゃ し めい ア 相談担当者氏名 (事業所相談担当に同じ)</p> <p>い れんらくさきでん わ ばんごう イ 連絡先電話番号 (事業所連絡先に同じ)</p> <p>どう ふ あ っ く す ばんごう 同ファックス番号 (事業所連絡先に同じ)</p> <p>う うけつけ び およ うけつけ じ かん ウ 受付日及び受付時間 (事業所営業日時に同じ)</p>
--	--

たんどうしゃ へんこう かん り しょうしゃどう き ぼう そんちよう ちょうせい おこな どう じ ぎょうしょ
※担当者の変更に関しては、利用者等の希望を尊重して調整を行います。当事業所の

じんいんたいせい き ぼう ば あい あらかじ り しょうしょう
人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

していけいかく そうだん し えん ていきょう りゆうい じ ごと
6. 指定計画相談支援の提供にあたっての留意事項

し く ちょうそん し きゅうけつていないようどう かくにん
(1) 市区町村の支給決定内容等の確認

していけいかくそうだん し えん ていきょう さきだ しょうがいふくし さーび すどう しきゅうけつてい う
指定計画相談支援の提供に先立って、障害福祉サービス等の支給決定を受けている

ば あい じゅきゅうしゃしょう ていじ していけいかくそうだん し えん たいしょうしゃ けいぞく
場合は、受給者証をご提示いただき、指定計画相談支援の対象者であること、継続

さーび すりようし えん もに たりんぐ きかん しょうがいふくし さーび すどう しきゅうりよう しきゅうないようどう
サービス利用支援のモニタリング期間、障害福祉サービス等の支給量・支給内容等

かくにん じゅきゅうしゃしょう じゅうしょ しきゅうないようどう へんこう ば あい すみ
を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容等に変更があった場合は速

じぎょうしゃ し
やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

していけいかくそうだん し えんていきょう じ たんどうしゃ けつてい じっさい そうだん し えん ていきょう
指定計画相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供

ふくすう しょくいん たいおう たんどうしゃ
するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が

こうたい ば あい ちからじ りようしゃ せつめい りようしゃおよ かぞくどう たい
交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して

そうだん し えんていきょうじよう ふ り えき しょう じゅうぶん はいりよ
相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

りようしゃ とくてい たんどうしゃ しめい たんどうしゃ き
利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの

てん ようぼう きやくさまそうだんまどぐちどう えんりよ そうだん
点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

7. 虐待の防止について

じぎょうしゃ りようしゃどう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうしどう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、

しょうがいしゃ ようごしゃ たい し えんどう かん ほうりつせ こうれい へいせい ねんせいれいだい ごう じゅん
障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成24年政令第244号）」に準じ

とりあつか かき たいさく こう
た取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ せんてい
① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ ひらた きょうすけ し えんちよう
【虐待防止に関する責任者】 平田 恭涼（支援長）

せいねんこうけんせい ど りよう し えん
② 成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施（研修方法や研修計画

等）を行い、研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

⑤従業員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利

用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

⑥他事業と合同で「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止に向けた対策・検討するこ

と等を実施します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働

省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」

を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

① 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をす

る上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続
します。

③ 事業者は、従業員に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、

従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべ

き旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報保護について

事業者は、利用者から事前に文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から事前に文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

① 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 緊急時の対応方法について

① 指定計画相談支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

③ 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場

合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な

対応を行います。

連絡先：四天王寺さんめい苑

電話番号 06-6625-0471 (対応可能時間 9:00~17:30)

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県や市

区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市区町村	市区町村名	大阪市
	担当部・課名	福祉局 障がい者施策部 運営指導課
	電話番号	06-6241-6527 (ファックス 06-6241-6608)

また、利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は

損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

- ・保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- ・保険名 社会福祉事業者総合保険 (2型)

11. 身分証携行義務

指定計画相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用

者の家族から掲示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12. 記録の整備

(1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

・ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画

・ アセスメントの記録

・ サービス担当者会議等の記録

・ モニタリングの結果の記録

③ 利用者に関する市区町村への通知に係る記録

④ 利用者からの苦情の内容等の記録

④ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定計画相談支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して

して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

13. 苦情解決の体制及び手順

(1) 苦情解決のための窓口の設置

提供した指定計画相談支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付

けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ほんじぎょうしょ だいさんしゃ いん せんにん こうせい ちゅうりつ たち ほんじぎょうしょ たい いけん
 本事業所では第三者委員に選任し、公正・中立な立場から本事業所に対するご意見

ほんじぎょうしょ くじょう いけん だいさんしゃ いん そうだん
 などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することも
 できます。

じぎょうしゃ まどぐち
【事業者の窓口】

さんめい苑 えん	うけつけたんどうしゃ まつやま ひろゆき しょうがいしゃかつどう 受付担当者：松山 弘幸（障害者活動センター） してんのうじ えん しえんちよう 四天王寺さんめい苑 生活介護支援長） おおの しんたろう しゃかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎょうだん 大野 真太郎（社会福祉法人四天王寺福祉事業団） してんのうじ えん さぽーとせんたー 四天王寺さんめい苑サポートセンター ふりーだむかんにりしゃ しえんちよう フリーダム管理者・支援長） ひらた きょうすけ してんのうじ えん そうだんしえん 平田 恭涼（四天王寺さんめい苑 相談支援 じぎょうしょ しえんちよう 事業所 支援長）
	くじょうかいけつせきにしや まえだ のりこ してんのうじ えん しせつちよう 苦情解決責任者：前田 範孔（四天王寺さんめい苑 施設長）
	うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	でんわばんごう 電話番号：06-6625-0471 ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6625-0481
	たんとうしゃふざい とき してんのうじ えん しょくいん だいこういた 担当者不在の時は、四天王寺さんめい苑の職員が代行致します。 す。

た まどぐち
【その他の窓口】

さんめい苑 えん	はら じゆんこ してんのうじ だいがく きょうじゆ 原 順子（四天王寺大学 教授）
-------------	--

だいさんしゃい いん 第三者委員	てんわばんごう 電話番号：072-956-3181
	くさじま ようこ こうこうりじ 草島 葉子 (高校理事)
	てんわばんごう 電話番号：06-6779-8151
く まどぐち 区の窓口	おおさかし あべのく ほけんふくしせんたー たんとう 大阪市阿倍野区保健福祉センター 担当
	うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	てんわばんごう 電話番号：06-6622-9857
	ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6629-1349
	じょうき くやくしよいがい もよ くやくしよ ほけんふくしたんとう れんらく ※上記の区役所以外は最寄りの区役所の保健福祉担当へご連絡 くだ 下さい。
おおさかし まどぐち 大阪市の窓口	おおさかし ふくしきょく しやう しゃせさくぶ しやう しえんか 大阪市 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課
	しよざいち おおさかしきたくなかのしま 所在地：大阪市北区中ノ島1-3-20
	うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
	てんわばんごう 電話番号：06-6208-8076
	ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6202-6962
	おおさかし けんこうせんたー 大阪市こころの健康センター
	しよざいち おおさかしみやこしまくなかのまち みやこじませんたーびるかい 所在地：大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階
	うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30
てんわばんごう 電話番号：06-6922-8520	
ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6922-8526	
おおさかふ まどぐち 大阪府の窓口	おおさかふ ふくしぶ しやう ふくしつ ちいきせいかつしえんか ちいきせいかつしん 大阪府福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課 地域生活推進 グループ

<p>しょうがいしゃそうごう 【障害者総合 支援法関係】</p>	<p>しよざいち おおさかしちゅうおうく おおてまえ べっかん かい 所在地：大阪市中央区大手前3-2-12別館1階</p> <p>うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30</p> <p>でんわばんごう 電話番号：06-6944-6671</p> <p>ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6944-1982</p>
<p>おおさかふ まどぐち 大阪府の窓口</p> <p>ほうじんかんけい 【法人関係】</p>	<p>おおさかふ ふくし ぶ ちいきふくし すいしんしつ ふくしじんざい ほうじんしどう か ほうじんしどう 大阪府福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課 法人指導</p> <p>ぐるーぷ グループ</p> <p>しよざいち おおさかしちゅうおうく おおてまえ べっかん かい 所在地：大阪市中央区大手前3-2-12別館8階</p> <p>うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30</p> <p>でんわばんごう 電話番号：06-6944-7084</p> <p>ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6944-1982</p>
<p>こうてきだんたい まどぐち 公的団体の窓口</p>	<p>おおさかふ こくみんけんこう ほけんだんたいれんごうかい かいご ほけんしつ かいご ほけんか しょう 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 障</p> <p>ふくしがかり がい福祉係</p> <p>しよざいち おおさかしちゅうおうく とさわちよう ちゅうおうおどおり ない 所在地：大阪市中央区常磐町1-3-8 中央大通FNビル内</p> <p>うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:30</p> <p>でんわばんごう 電話番号：06-6949-5436</p> <p>ふあっくすばんごう ファックス番号：06-6949-5437</p>
<p>おおさかふ しゃかいふくし 大阪府社会福祉 協議会</p>	<p>うんえいてきせいはいんかい ふくし さーびすくじょうかいけついいんかい 運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会</p> <p>しよざいち おおさかしちゅうおうく なかでら おおさかしゃかいふくししどう 所在地：大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センタ</p> <p>ない 一内</p>

	うけつけじかん げつようび きんようび 受付時間：月曜日～金曜日 10:00～16:00
	でんわばんごう 電話番号 : 06-6191-3130
	ふぁっくすばんごう ファックス番号 : 06-6191-5660

(2) 苦情解決のための体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、契約者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問

を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、契約者の立場を考慮しながら事実関係の

特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面

及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行う

とともに、契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。時間を要する場合はその

旨を速やかに連絡します。

相談及び苦情に円滑にかつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとしま

す。

① 苦情の受付

苦情は、面接、電話や書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、

第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情の受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者第三者委員(苦情申出人が第三者委

員へ報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦

情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決の為の話し合い

くじょうかいけつせきにんしゃ くじょうもうしてにん せいい はな あ かいけつ つと さい
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、

くじょうもうしてにん だいさんしゃ いん じよげん たち あ もと
苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

だいさんしゃ いん たち あ はな あ つぎ おこな
なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のように行います。

あ だいさんしゃ いん くじょうないよう かくにん
ア. 第三者委員による苦情内容の確認

い だいさんしゃ いん かいけつあん ちようせい じよげん
イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

う はな あ けつ か かいぜん じこうなど かくにん
ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ おおさか ふ うんえいてきせい か いんかい しょうかい じぎょう かんかつ とどう ふけん しくちようそん
大阪府の「運営適正化委員会」の紹介（事業を管轄する都道府県および市区町村も

しょうかい
紹介）

ほん じぎょうしょ かいけつ くじょう おおさか ふ しゃかいふくしきょうぎかい せつち うんえいてきせい か い
本事業所で解決できない苦情は、大阪府社会福祉協議会に設置された運営適正化委

いんかい もう で
員会に申し出ることができます。

きょうりよく いりよう き かん
14. 協力医療機関

きょうりよく いりよう き かん きゅう たいちよう ふりよう じどう きんきゅう じ にゅういん ちりよう ひつよう ばあい
協力医療機関は、急な体調不良時等の緊急時や入院治療を必要とする場合に

きょうりよく いらい いりよう き かん ゆうせんてき しんりよう にゅういん ちりよう ほしょう
協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するも
のではありません。

いりよう き かんめい 医療機関名	しよざい ち 所在地	でん わ ばんごう 電話番号	しんりよう か もく 診療科目
してんのう じ びよういん 四天王寺病院	おおさか してんのう じ く だいどう 大阪市天王寺区大道1-4-41	06-6779- 1401	ない か げ か がん か 内科、外科、眼科 せいけい げ か じ び 整形外科、耳鼻 いんこう か 咽喉科

ひじょうさいがいじ たいさく
15. 非常災害時の対策

<p>ひじょうじ たいおう 非常時の対応</p>	<p>きんきゆうれんらくもう じんそく たいおう たいせい 緊急連絡網にて迅速に対応する体制をとっています。</p> <p>きんきゆうじ れんらくさき 【緊急時の連絡先】</p> <p>まつやま ひろゆき ぼうかかんりせきにしや てんわ 松山 弘幸（防火管理責任者） TEL 06-6625-0471</p>
<p>ぼうさいせつび 防災設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ しょうかき あり ・ ひなん 避難はしご なし ・ がすもれけいほうき あり ・ ゆうどうとう 誘導灯 あり ・ じどうかさいほうちき あり ・ かさいつうほうそうち 火災通報装置 あり ・ かーてん、じゅうたんはぼうさいせいのもんをしようしてあります。 ・ しんさいそな びちく しょくりよう いんりょうすい にちぶん 震災に備えての備蓄（食料・飲料水1日分） （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）

どうじぎょうしょ りよう さい りゆうい じこう
16. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>どうじぎょうしょ せつび きぐ ほんらい ようと したが りようくだ 当事業所の設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい。これ</p> <p>はん りよう はそんとう しょう ばあい べんしょう に反した利用により破損等が生じた場合は弁償していただくこ</p> <p>とがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>ぜんかんきんえん 全館禁煙となっています。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>りようしゃおよび かぞくとく しょう きちょうひん 利用者及びその家族等の所有する貴重品につきましては、ご自</p> <p>しん せきにかんり げんそく ふんしつとう 身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の</p> <p>じこ たい せきにかんり どうじぎょうしょ お てき 事故に対する責任は、当事業所で負うことは出来ません。</p> <p>じこかんり こんなん りようしゃ きちょうひん どうじぎょうしょ ※自己管理の困難な利用者につきましては、貴重品を当事業所</p> <p>になるべくお持ちにならないようお願いします。</p>

<p>しゅうきょう せいじ 宗教・政治・</p> <p>えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしや しそう しんきょう じゆう 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者や職員に対し、</p> <p>めいわく およ 迷惑を及ぼすような宗教活動や政治活動、営利活動はご遠慮下 さい。</p>
<p>えいせい ほじ 衛生保持</p>	<p>どう じぎょうしよない せいけつ せいとん 当事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力下 さい。</p>
<p>ぼうさいたいさく 防災対策</p>	<p>かさいよぼう きりつ かん 火災予防の規律に関しては特に注意を払い、必ず守って下さ い。</p>

17. 指定計画相談支援の実施開始可能年月日

<p>していけいかくそうだん しえん じっしかいし かのうねんがっぴ 指定計画相談支援実施開始が可能な年月日</p>	<p>ねん がつ にち 年 月 日</p>
--	---------------------------

18. 重要事項説明の年月日

<p>じゅうようじこうせつめいしょ せつめいねんがっぴ この重要事項説明書の説明年月日</p>	<p>ねん がつ にち 年 月 日</p>
---	---------------------------

わたし ほんしょめん もと しゃかいふくしほうじんしてんのう じふくし じぎょうだんしよくいん じょうき していけいかくそうだん
私は、本書面に基づいて社会福祉法人四天王寺福祉事業団職員から上記の指定計画相談

しえん じぎょうじゅうようじこうおよ していけいかくそうだん しえん じぎょう こじんりようせつめいしょ せつめい う かくにん
支援事業重要事項及び指定計画相談支援事業個人利用説明書の説明を受けたことを確認し
ます。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

けいやくしゃ じゅうしょ
契約者 住所 _____

し めい じん
氏名 _____ 

だいにん じゅうしょ
代理人 住所 _____

し めい じん
氏名 _____ 

けいやくしゃかぞく
契約者家族

じゅうしょ
住所

し めい
氏 名

いん
印

しゃかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎょうだんしてんのうじえんそうだんしえんじぎょうしよしょうがいしゃ
社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺さんめい苑 相談支援事業所は、「障害者

にちじょうせいかつおよしゃかいせいかつそうごうてきしえんほうりつちとしていけいかくそうだんしえんじぎょう
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業

じんいんせつびおようんえいかんきじゆんへいせいねんがつにちこうせいろうどうしようれいだいごうだいじょう
の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条

きていもとじょうきとおしていけいかくそうだんしえんじぎょうじゆうようじこうおよしていけいかくそうだんしえんじぎょう
の規定に基づき、上記の通り指定計画相談支援事業重要事項及び指定計画相談支援事業

こじんりようせつめいしよせつめい
個人利用説明書について説明しました。

じぎょうしゃ
事業者

しよざいちおおさかしあべのくざんめいちようちようめばんごう
所在地 大阪市阿倍野区三明町1丁目2番29号

めいしよウしゃかいふくしほうじんしてんのうじふくしじぎょうだんしてんのうじえんそうだんしえんじぎょうしよ
名称 社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺さんめい苑 相談支援事業所

だいひょうしゃ
代表者

かんりしゃ
管理者

まえだのりこ
前田 範孔

いん
印

せつめいしゃしめい
説明者氏名

いん
印